

第7回軽米町議会臨時会

令和 6年 2月 9日 (金)

午前10時00分 開 会

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1号 軽米町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 2号 町道上尾田1号線上尾田橋橋梁補修工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第 5 議案第 3号 令和5年度軽米町一般会計補正予算(第9号)

○出席議員（12名）

1番	田中祐典君	2番	甲斐鉦康君
3番	上山誠君	4番	西舘徳松君
5番	江刺家静子君	6番	中村正志君
7番	田村せつ君	8番	茶屋隆君
9番	大村税君	10番	細谷地多門君
11番	本田秀一君	12番	松浦満雄君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	山本賢一君
副町長	江刺家雅弘君
総務課総括課長	日山一則君
町民生活課総括課長	工藤晃子君
町民生活課総合窓口担当課長	寺地隆之君
健康福祉課総括課長兼福祉担当課長	小笠原隆人君
地域整備課総括課長兼上下水道担当課長	中村勇雄君
地域整備課環境整備担当課長	神久保恵蔵君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	関向孝行君
議会事務局主事	竹林亜里君
議会事務局主事	松坂俊也君

◎開会及び開議の宣告

○議長（松浦満雄君） おはようございます。ただいまから第7回軽米町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（松浦満雄君） 本日の議事日程は、あらかじめ配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

町長から本日付で議案3件の提出がありました。いずれも配布してございますので、朗読は省略いたします。

2月8日午前10時から議会運営委員会が開かれ、協議した結果、本臨時会の会期は本日1日間とし、本会議場において審査することで協議が調った旨、議会運営委員長から報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において3番、上山誠君、4番、西館徳松君の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（松浦満雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間に決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第3、議案第1号 軽米町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民生活課総括課長、工藤晃子君。

〔町民生活課総括課長 工藤晃子君登壇〕

○町民生活課総括課長（工藤晃子君） 議案第1号の提案理由についてご説明申し上げます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、戸籍事務に係る手数料について所要の改正をしようとするものでございます。

お手元の新旧対照表方式の軽米町手数料条例の一部を改正する条例と議案第1号関係資料により主な改正内容につきましてご説明をいたします。令和6年3月1日から戸籍法の一部を改正する法律が施行され、手数料を徴収する事務として関係資料に示す新たな事務が追加されることから、それぞれの手続に係る手数料の改定でございませう。

1つは、戸籍謄本等の広域交付に伴い、戸籍謄本、除籍謄本が本籍地以外の窓口でも交付が可能となります。手数料の額は、本籍地で交付をした場合と同額で、1通につき戸籍謄本450円、除籍謄本は750円となります。

2つ目でございます。戸籍電子証明書提供用識別符合の発行でございますが、これは新設でございます。戸籍電子証明書提供用識別符合とは、戸籍を電子証明書として確認を行う際に必要となる16桁の英数字から成る符合です。行政機関での手続の際、手続の申請書とともにこの識別符合を提出することで電子証明書での確認が行えるため、紙の戸籍謄本の添付を省略することができるようになるものでございます。この戸籍電子証明書提供用識別符合の発行は400円、同様に除籍電子証明書提供用識別符合の発行は700円となります。ただし、法務省によりますと、運用開始は戸籍電子証明書を利用するシステムが全国的に整備されてからになるため、令和7年度以降になるというふうに説明を受けております。

3つ目は、届書等情報内容証明書の交付等の追加でございます。届書等情報とは、出生届や死亡届など、届書書類を画像情報として作成をしたものとなりますが、その内容について証明書発行は1通につき350円、届書等情報の内容を表示したものの閲覧は1通につき350円とするものでございます。

主な改正内容を申し上げましたが、そのほかに政令に倣い表記を改めた部分がございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 軽米町手数料条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第1号 軽米町手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

したがって、議案第1号 軽米町手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第4、議案第2号 町道上尾田1号線上尾田橋橋梁補修工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課総括課長、中村勇雄君。

〔地域整備課総括課長 中村勇雄君登壇〕

○地域整備課総括課長（中村勇雄君） 議案第2号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第2号は、町道上尾田1号線上尾田橋橋梁補修工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び軽米町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

工事名は、町道上尾田1号線上尾田橋橋梁補修工事。工事場所は、岩手県九戸郡軽米町字上尾田地内でございます。変更後の契約金額を7,261万3,200円とするものでございます。請負者は、岩手県九戸郡軽米町大字軽米第8地割174番地1、有限会社甲斐建設、代表取締役、池端吉弘でございます。

なお、工事の概要は、添付している資料のとおりでございます。

主な内容として、橋の表層部のアスファルトの剥ぎ取りを行った際に、アスファルトと床版との間のコンクリートの劣化が広範囲に確認されたことから、安全確保と橋梁の健全度の向上を図るため、劣化部除去に伴う床版補修工を追加したことによるものでございます。

議案第2号につきまして、ご審議の上ご議決賜りますようよろしくお願いいたし

ます。

○議長（松浦満雄君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

中村正志君。

○6番（中村正志君） この事案につきましては、10月の臨時議会で議決された内容のものですけれども、今回変更契約ということで、ちょっと金額が1,200万円あまりの増額という非常に大きい金額だなというふうに感じました。そこで、今の説明だけでは、果たしてこの1,200万円増額した理由としての説明にはちょっと不足しているのではないかなと。我々素人の人間に対してはもう少し詳しく、なぜこれだけの増額になったかというふうな説明が必要ではないかなと思いますけれども、その辺もう一度詳しく説明いただきたいと思います。

○議長（松浦満雄君） 地域整備課総括課長、中村勇雄君。

○地域整備課総括課長（中村勇雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

橋梁の補修に当たりましては、表層部のアスファルト、それを剥ぎ取った内部についてはちょっと当初から想定できるものではございませんでしたので、表層部のアスファルトを剥ぎ取ったときに現場再調査によりコンクリートを確認したところ、コンクリートの一部に浮きや剥離、それとコンクリートの劣化、いわゆる土砂化が広範囲に確認されたことから、安全確保と橋梁の健全度の向上を図るため、劣化部分の撤去、補修が大幅に必要となったものでございます。現場精査により数量が確定したことに伴い、変更するものとなってございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

○6番（中村正志君） 今の部分、想定できなかったということは、突発的な事故みたいな感じだと思って増額していると思うのですけれども、これの事案を予算的に見た場合に、当初予算では8,000万円の予算措置をされていると。今回契約したときに、3社で入札して甲斐建設が落札して、その契約額が6,050万円、これ税込みですけれども、2,000万円近い金額残があったからよかったようなものという言い方はいいのかどうか分からないのですけれども、逆に言えば想定していなかったから、その事案に対して想定してないということは、それを見込んでいない予算だったということだと思うのですけれども、それでも2,000万円ぐらい残があったからこそ想定外に対応したということなのだと思いますけれども、当初予算の見積もりにおいて、果たしてこの2,000万円も差が出た予算の取り方といいますか、果たしてどうだったのかなと。4分の1、25%ぐらいの残が出るというふうなので、非常に大きい金額だなというふうに思うわけですが、これに国、県の補助、あと起債、一般財源というふうにあったようですけれども、予算書を見ただけ

ではこの部分だけではちょっと細かいことが分からなかったので、ほかの予算等もあったので、この辺のところでは例えば今の増額になった分が補助金とか起債額においてもどれだけの変更ができたのか、または逆に国等での補助金査定する側として、この1,200万円ぐらいの金額がどのように審査されたのか、その辺が何か全く、逆に一般財源だけが増えるものなのか、その辺のところを財源内訳の部分でちょっと説明いただければと思いますけれども。

○議長（松浦満雄君） 休憩します。

午前10時15分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（松浦満雄君） 再開します。

地域整備課総括課長、中村勇雄君。

○地域整備課総括課長（中村勇雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

当初予算におきましての見積もりにつきましては、先ほどもお話ししたとおり、橋梁内部の劣化の状況については詳細な調査はできないものでございますので、万が一のことを考えた予算見積もりとなっております。財源内訳につきましても、そういったことを見越した上で補助申請等しております。工事のほうの今回の変更契約等議決いただければ、それで補助申請のほうで精査という形で対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

○6番（中村正志君） 今の説明ですと、ある程度の想定外のことも含めた形での予算措置をしているというふうに聞き取りましたけれども、それでよろしいのでしょうか。

もう一つ、なかなか聞くことがないので参考までに、さきの第5回の臨時会での議決されたときに、入札の結果表を我々に提供いただきましたけれども、予定価格と最低制限価格が黒塗りになっておりますので、ただその後にもう契約はされておりますから、今であればもう公開してよろしいかと思うのですけれども、参考までにその予定価格と最低制限価格を教えてくださいと思いますけれども。

○議長（松浦満雄君） 地域整備課総括課長、中村勇雄君。

○地域整備課総括課長（中村勇雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

予定価格等につきましては、公表されてございますので御覧になっているかと思いますが、予定価格につきましては、税抜きでございますが、5,537万7,000円、最低制限価格につきましても税抜きで4,966万3,000円となっております。

先ほども申しましたとおり、予算の見積もりにつきましては物価高騰と、あと現

場の見えない部分がございましたので、その分について計上させております。まず、内容については、数量の増減というものはどうしても出てくるものだと思っておりますので、想定内ということでお答えさせていただきます。

以上です。

○議長（松浦満雄君） それでは、江刺家静子君。

○5番（江刺家静子君） ちょっと私も工事のことについてはよく分からないのですが、今回増えた分について、1,211万3,200円が増額になったわけですけども、当初のときの入札については何社かが一緒になってその中でまず最低価格というか、入札されたわけですけども、次に新たな部分が見つかって工事をする場合には、やはり地域整備課でこのぐらいというふうな見積もりをして業者の見積もりと比べるわけですか。業者が言った額がそのまま採用になるということでしょうか。

○議長（松浦満雄君） 地域整備課総括課長、中村勇雄君。

○地域整備課総括課長（中村勇雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

想定外の追加で増えた部分につきまして、業者からの見積もりというよりも国、県の積算基準とかございますので、それを基に単価等、県で公表しております単価とか、そういった資料を基にして積算し、請負業者と協議をして進めてございます。

積算した価格を基に、当初契約いたしましたときの落札率を加味して変更金額となっております。

以上です。

○議長（松浦満雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） それでは、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号 町道上尾田1号線上尾田橋橋梁補修工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。

議案第2号 町道上尾田1号線上尾田橋橋梁補修工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

したがって、議案第2号 町道上尾田1号線上尾田橋橋梁補修工事の変更請負契

約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第5、議案第3号 令和5年度軽米町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課総括課長、日山一則君。

〔総務課総括課長 日山一則君登壇〕

○総務課総括課長（日山一則君） 議案第3号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第3号は、令和5年度軽米町一般会計補正予算（第9号）でございます。お手元の予算書をお開きください。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,544万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ77億624万4,000円とするものでございます。

補正予算の内容についてご説明申し上げます。4ページを御覧ください。歳出予算の2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。25節寄附金に5万円を計上しております。これは、本年1月1日に発生した能登半島地震に係る義援金を計上したものでございます。岩手県町村会において、1町村当たり5万円の義援金を取りまとめ、町村会からの5万円と合わせ100万円を石川県町長会にお送りするものでございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費ですが、総額で3,539万2,000円を計上しております。これは、物価高による厳しい状況にあります低所得者世帯への負担軽減を図るため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した給付金事業でございます。

給付金事業の内容につきましては、別紙で用意しております資料、一般会計補正予算（第9号）関係資料を御覧いただきたいと思います。最初に、ナンバー1でございますが、こちらは令和5年度の住民税均等割のみが課税されている世帯を対象としまして、1世帯当たり10万円を給付するものでございます。290世帯を見込みまして、事務費と合わせて2,965万9,000円を計上しております。

ナンバー2でございます。こちらは、さきに6月定例会、あるいは12月定例会におきまして非課税世帯に3万円、7万円を給付するという事で事業を予算措置いただいておりますが、その対象世帯及び今回先ほど申し上げました住民税均等割のみが課税される世帯を対象に、18歳以下の児童1人当たり5万円を給付するもので、110人を見込み、事務費と合わせて573万3,000円を計上したものでございます。

予算書に戻りまして、3ページの歳入予算を御覧ください。本給付事業には、物

価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金が国庫補助金として交付されることから、事業費同額3,539万2,000円を歳入予算の国庫補助金に計上しております。

なお、今回補正いたします事業の不足財源5万円につきましては、同額を財政調整基金繰入金により財源調整することとし、歳入予算に計上しております。

議案第3号につきまして、ご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

江刺家静子君。

○5番（江刺家静子君） 物価高騰に関して、前回補正予算で取っている分があるわけですが、商品券1人当たり5,000円というのは大体届いたのかなと思いますけれども、7万円と福祉灯油の部分等についての進捗状況はどうなっているかお伺いします。

○議長（松浦満雄君） 休憩します。

午前10時30分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（松浦満雄君） 再開します。

町民生活課総括課長、工藤晃子君。

念のため申し上げますけれども、議案に関係ございませんので、今1回だけにしてください。では、お願いします。

○町民生活課総括課長（工藤晃子君） ただいまのご質問にお答えいたします。

全世帯に5,000円を配布いたしました商品券のほうの進捗状況ですけれども、郵便局に配達をお願いしております。現在のところは一度全世帯に回っていただいて、その後に不在であった方のところに不在票を配布をしているところです。1週間の期限となっておりますので、来週までがその期限となっているところで、今不在の方々が郵便局とやり取りをして受け取っているというような状況になっております。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 健康福祉課総括課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課総括課長（小笠原隆人君） それでは、先ほどの質問にお答えいたします。

現在の進捗状況等でございますが、その前に、今年度健康福祉課のほうで取り扱いました給付金は、全部で今回の提案分を含めると8件になっております。その中で、ただいま質問にあった現在行っております物価高騰対応重点支援給付金7万円の分について申し上げます。こちらにつきましては、1,125世帯へ確認書を

送付いたしております。それで、給付期間としては、2月から3月を想定しております。現在確認書の受付を行っている最中でございます。昨日現在で今届いている確認書は50件となっております。今後、今週ぐらいまでかかって全部届くということですので、本格的には来週からの受付になるかと考えております。

あと、福祉灯油のほうでございますが、福祉灯油につきましては1世帯当たり8,000円の給付ということで、予算的には1,380世帯分を計上しております。ただいま受付中でございます。受付期間としては、2月29日までとなっております。給付については、もう始まってございますが、1月から3月15日までを想定しております。今現在3回給付をしておりまして、360世帯の方に給付済みで、292万円の給付を済ませているところでございます。

その他、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業と電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金、こちらは3万円になっておりますが、そちらと福祉サービス事業所等のエネルギー物価高騰対策支援補助金、いわて子育て応援在宅育児支援金給付事業等については、申請のあった方には給付を済ませている状況でございます。今後、今回提案させていただきました住民税均等割のみが課税されている世帯と、あとは子育て世帯のこども加算について進めてまいりたいと考えております。

○議長（松浦満雄君） ほかに質疑ありませんか。

中村正志君。

○6番（中村正志君） 1つだけ、今回多分現金で配布するかとは思っておりますけれども、この前は商品券での支援というのもあったのですけれども、現金で支援するのと商品券で支援するものの分け方といいますか、その辺のところはどのようにお考えなのか。というのは、例えば今回の事業の趣旨からすれば、エネルギー、食料品等価格の物価高騰に伴う支援というふうな、ほとんどが町内業者でも対応できる内容のものなのかなというふうにちょっと思ったものですから、そういうふうな場合に町内業者を使っていただくということであれば商品券でも考えることができるのかなと思ったのですけれども、その辺の考え方は、国の指導もあるかとは思っておりますけれども、どのようになっているか教えていただければ。

○議長（松浦満雄君） 健康福祉課総括課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課総括課長（小笠原隆人君） それでは、ただいまの中村議員のご質問にお答えいたします。

今回提案させていただいた部分と、あとは物価高騰対応重点支援給付金の7万円、それと前回6月が基準日として行った電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金等につきましては、金額も大きく、国からの指導もありまして、できれば現金での支給をというような、はっきりそうしなさいというものではないのですけれども、そういう形での指導があるものでございます。それにつきまして、今回物価高騰等

に対するものにつきましては、もう既に国民は痛みを被っているということで、貯金を切り崩して使っているというような中身のことから、そういう現金でそれを補填するような事業として行ってくださいというような形でございますし、それに対する税金等への当て込みとか、そういうのはしないようにというような指導も来ております。

商品券に関して出しているものにつきましては、町内の経済的な部分を見込んでの事業となっておりますが、大きな金額になりますと、やっぱり使い忘れとか、そういうのがあるようでございます。できれば差し上げた分は効率的に使っていただきたいという部分から、今回等については現金とさせていただきますし、町民生活課のほうで行っている事業については、やっぱり消費喚起も含めての事業ということで、金額も小さいこととございますので、商品券とさせていただきますという内容だと理解しております。

以上、説明といたします。

○議長（松浦満雄君） ほかに。

江刺家静子君。

○5番（江刺家静子君） この給付について、個人宛てにお知らせが行く部分と、広報かるまいお知らせ版にちょっと載っただけのやり方とあるようなのですが、例えば福祉灯油は今回ではないのですけれども、要望ですけれども、知らないでいるというか、ほとんど見ていない方も結構いるようなので、もう一度分かりやすく広報かるまいお知らせ版にでも載せていただきたいと思うのですが。

○議長（松浦満雄君） 健康福祉課総括課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課総括課長（小笠原隆人君） ただいまの江刺家議員のご質問にお答えいたします。

その分け方でございますけれども、福祉灯油等については、対象者をなかなか絞るのが難しいというのは、そのシステム等がございませんので、県の補助としていただいているのがこの補助金分と、あと事務費が若干というような形ですので、なかなかシステム改修までは及ばないところで、システムを改修するのにもやっぱり結構なお金がかかりますので、こちらについては申請方式とさせていただくということで、全戸の家に申請書をお配りしたというような内容となっております。ほかの部分については、システム改修等行ってやっておりますので、アイシーエスからシステム改修をしていただいた上で行っているということで、抽出できるということから個人への通知を差し上げているということで、そのような分け方をさせていただいております。福祉灯油についても、なかなか浸透してこないというか、あまり来ない部分もあるわけですが、こちらについてもいろんな部分、民生委員ですとか、あるいは区長ですとか、あるいは広報かるまいお知らせ版ですとかで

お知らせしているわけですが、なかなか来ない方もいらっしゃる。そこが
どういう理由なのかはちょっと分からないところもあるのですが、今後ともPRは
進めていきたいと思っておりますので、再度広報かまいお知らせ版等には載せさせてい
ただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（松浦満雄君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号 令和5年度軽米町一般会計補正予算（第9号）を採決しま
す。この採決は起立によって行います。

議案第3号 令和5年度軽米町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり決
定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

したがって、議案第3号 令和5年度軽米町一般会計補正予算（第9号）は、原
案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

◎閉会の宣告

○議長（松浦満雄君） 会議を閉じます。

これをもって第7回軽米町議会臨時会を閉会します。ご苦労さまでした。

（午前10時43分）